館內清掃業務委託仕様書

1 委託場所

草加市柿木町1213番地1 生活介護事業所そよかぜの森

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 3 支払方法 業務完了払(年2回払)
- 4 業務内容

清掃業務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 床面洗浄 2回
- (2) 床面ワックス掛け 2回
- 5 清掃場所
 - (1) 玄関ホール
 - (2) 1 階重症心身
 - (3) 多目的室・食堂
 - (4) 2階ラウンジ
 - (5) 2階活動室(生活介護(1)(2)(3))
 - (6) 階段及び2階廊下

延床面積 619.67 ㎡ (階段部分除く)

- (7) 1 階着脱室
- (8) 1階浴室
- (9) 1 階汚物·洗濯室
- (10) 2 階汚物·洗濯室

延床面積 69.84 m²

6 作業計画表

館内清掃の実施にあたり、各作業工程、日時、内容、人員を記載した計画表を 作成し、委託者の承認を得ること。

7 業務完了報告書

各業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

8 疑義についての協議

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、 甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求 行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、 事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例(平成26年条例 第21号)第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を 労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

10 問い合せ先

生活介護事業所そよかぜの森 担当:長本、進藤

電話 048 (951) 5890

FAX 048 (951) 5898

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当:櫻井

電話 048 (930) 0311

館內消毒業務委託仕様書

1 委託場所

草加市柿木町1213番地1 生活介護事業所そよかぜの森

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 支払方法 業務完了払(年2回払)

4 業務内容

(1) 6月、3月を目安とし、年2回実施。消毒箇所に害虫駆除剤に使用し、殺菌・殺虫を行うこと。

また、茶器・食器類及び電子機器等、養生を必要とされる部分には養生を施すこと。

- (2) 6月を目安に、施設外周に薬剤散布を年1回実施すること。
- 5 清掃場所及び薬剤散布場所
 - (1) 玄関ホール
 - (2) 管理室
 - (3) 階段下倉庫
 - (4) トイレ全室
 - (5) 森のラウンジ
 - (6) 医務室
 - (7) 相談室
 - (8) ケアルーム
 - (9) 厨房全室
 - (10)多目的室・食堂
 - (11)浴室
 - (12)洗濯室
 - (13) 脱衣室
 - (14) 階段

延床面積 556.08 m² (階段部分除く)

(15)外周薬剤散布

6 作業計画表

館内清掃の実施にあたり、各作業工程、日時、内容、人員を記載した計画表を 作成し、委託者の承認を得ること。

7 業務完了報告書

各業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

8 疑義についての協議

本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、 甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

9 この仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議して決める。

10 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 草加市との協定に基づき、受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求 行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、 事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例(平成26年条例 第21号)第12条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を 労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。

11 問い合せ先

生活介護事業所そよかぜの森 担当:長本、進藤

電話 048 (951) 5890

FAX 048 (951) 5898

又は

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当:櫻井

電話 048 (930) 0311